

一宮市官民データ活用推進計画

一宮市

2021年4月

目次

一宮市官民データ活用推進計画	1
1. 一宮市の現状及び課題	1
2. 一宮市官民データ活用推進計画の目的	3
3. 一宮市官民データ活用推進計画の位置付け	4
4. 一宮市官民データ活用推進計画の推進体制	4
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	6
7. 官民データ活用の基本方針における個別施策	6

一宮市官民データ活用推進計画

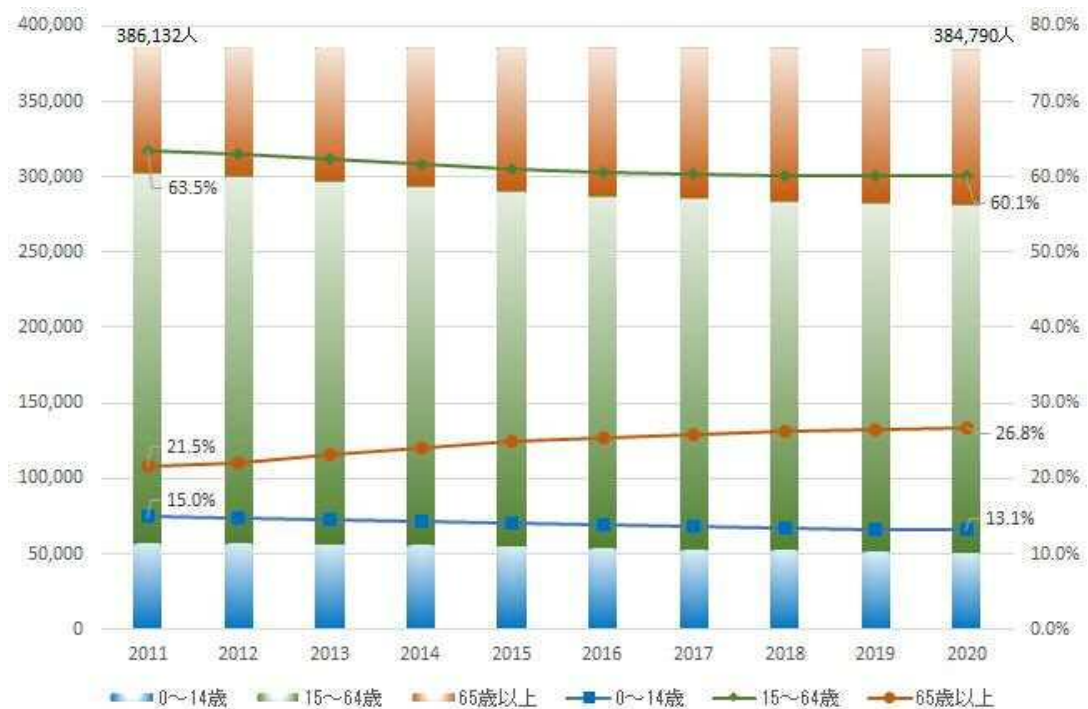
1. 一宮市の現状及び課題

現在、日本では今までに例のない速さで少子・高齢化が進んでおり、一宮市においても2020年4月1日現在の高齢化率が26.8%となり、2011年4月1日に比べて5.3ポイント増加し、超高齢社会がますます進んでいる状態となっています。

また、人口においても減少に歯止めがかかっていない状態が続いており、それにとまらぬ税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっています。さらに新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大によりウィズコロナ、アフターコロナといった言葉に代表されるように、新しい生活様式、新しい働き方が広まるとともに、人々の生活に様々な行動変容を求められる社会になり、行政もそれに合わせた大きな変革を求められています。

今後も安定した行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データ¹の活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要です。

【一宮市人口推移】



住民基本台帳に基づく一宮市の人口（各4月1日現在）

¹ 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をすると、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：厚生労働省ホームページ

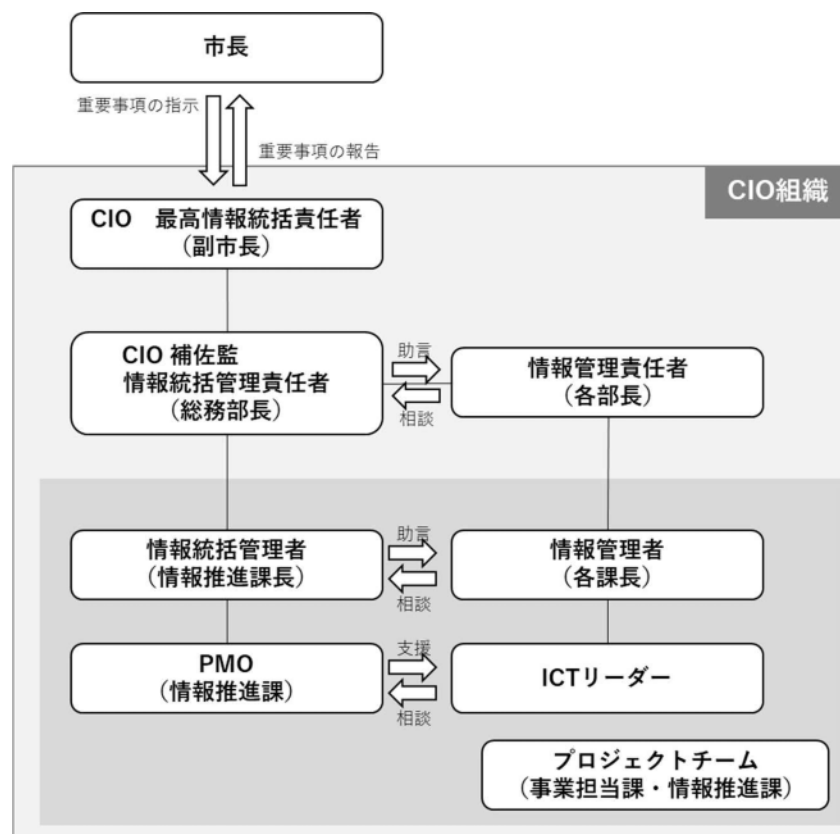
3. 一宮市官民データ活用推進計画の位置付け

一宮市官民データ活用推進計画は、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 9 条第 3 項に基づき市町村の努力義務として策定し、区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画となります。

一宮市における「一宮市官民データ活用推進計画」の位置付けとしては、「一宮市総合計画」を上位計画とし、整合性を図り策定します。また当計画は官民データ活用の推進にともなう基本的な計画であるため計画期間は設けないこととします。

4. 一宮市官民データ活用推進計画の推進体制

一宮市官民データ活用推進計画の推進体制は、CIO³組織とし副市長を CIO（最高情報統括責任者）、総務部長を CIO 補佐監（情報統括管理責任者）、情報推進課長を情報統括管理者、情報推進課を PMO⁴と位置付け、各部課長や ICT リーダー等で組織します。



³ Chief Information Officer (チーフ・インフォメーション・オフィサー) の略。日本語では「最高情報責任者」「情報システム担当役員」「情報戦略統括役員」など。企業や行政機関等といった組織において情報化戦略を立案、実行する責任者のこと。

⁴ Project Management Office (プロジェクト・マネージメント・オフィサー) の略。組織の中における複数のプロジェクトの最適化を行うことで作業の効率化を図ったり、それらのマネジメント業務を横断的に調整し、支援する組織をいう。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、以下の5つの基本的な方針を柱とし具体的には下表のとおりとします。

- 行政手続オンライン原則化に係る取組
- オープンデータ⁵の推進に係る取組
- マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組
- デジタルデバイド⁶是正に係る取組
- 行政デジタル化に係る取組

(1) 行政手続オンライン原則化に係る取組

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化（本人確認及び手数料支払いのオンライン化を含む。）の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR⁷）及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現します。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進します。

(2) オープンデータの推進に係る取組

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、一宮市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促します。

⁵ 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ

⁶ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

⁷ Business Process Reengineering（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の略。既存の業務プロセスを詳細に分析して課題を把握し、ゼロベースで全体的な解決策を導き出すことにより、国民・事業者及び職員の双方の負担を軽減するとともに、業務処理の迅速化・正確性の向上を通じた利便性の向上を図る取組

(3) マイナンバーカードの普及及び活用に係る取組

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、令和2年度に実施されたマイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証や運転免許証との一体化等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進し、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与します。

(4) デジタルデバイド是正に係る取組

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講じます。

(5) 行政デジタル化に係る取組

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、一宮市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋がります。

6. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

一宮市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「一宮市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「個人情報の保護に関する法律」及び「一宮市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めます。

7. 官民データ活用の基本方針における個別施策

一宮市官民データ活用推進計画において定義した5つの基本的な方針における個別の取組みは個別施策一覧のとおりです。

なお、個別施策の取組状況は、最新状況を市ウェブサイトで毎年公開することとします。

○一宮市官民データ活用推進計画
令和3年3月 策定・公表

愛知県一宮市

総務部情報推進課

〒491-8501

一宮市本町2丁目5番6号

電話 0586-28-8670

FAX 0586-73-9214

Eメール joho@city.ichinomiya.lg.jp